

町税は便利で確実な口座振替で！

町の税金も、農協や郵便局などの口座（通帳）から、口座振替（引き落とし）が利用できます。

口座振替を利用すると…

- ①金融機関や役場へ行く必要がなくなり、手間が省けるようになります。
- ②現金を用意する必要がなくなり、万が一の盗難、紛失の心配がなくなります。
- ③納め忘れの心配がないため、余計な督促料金、延滞金を支払うことがなくなります。

●申し込み方法

金融機関に、通帳と通帳の届出印を持参してお申し込みください。
 ※申し込み用紙は金融機関にあります。（役場への届け出は、必要ありません。）
 ※金融機関によっては、運転免許証などの身分証明書が必要です。

●引落開始日

20日までに金融機関で申し込みをされると、翌月からの引き落としが可能です。

●引落日

25日（引き落とし日が土日祝日の場合は、金融機関の翌営業日となります。）

●取扱金融機関

- ★そお鹿児島農協 ★鹿児島銀行 ★郵便局（簡易局を含む）
 - ★鹿児島相互信用金庫 ★鹿児島県信用組合
- ※すべての支店、支所の口座から引き落としができます。



【問い合わせ先】 大崎町役場 住民課 納税係 TEL 476 - 1111 (内線 114・117)

平成 18 年度分 住民税改正のお知らせ

平成 18 年度の町民税、県民税（以下『住民税』）については、特に 65 歳以上の方に係る税制が大幅に改正されます。
 この結果、今まで住民税が非課税となっていた高齢者の方についても、課税となる可能性があります。

して分類され所得税と住民税が課税され、公的年金等控除額を差し引いた金額が課税対象となります。

③生計同一の妻に対する個人町県民税均等割課税の非課税措置の廃止
 昨年度は 2 分の 1 で課税されましたが、今年度から全額課税となります。所得金額が一定金額を超える方に均等割が課税されます。

④定率減税の額が引き下げられます。
 平成 18 年度課税分から、町県民税所得割の定率控除額が町県民税で 7・5% になります。

※定率減税とは？
 所得税、住民税から税額を控除する減税措置のことです。

⑤年齢 65 歳以上の者のうち、前年中の合計所得金額 125 万円以下の者に対する住民税の非課税措置が廃止されます。

②公的年金控除額が引き下げられています。
 年金受給者の公的年金については、一定の金額の控除額があります。平成 18 年度から、その控除額について縮小する税の改正が行われました。公的年金等の雑所得（課税対象額）
 Ⅱ公的年金等の総収入金額－公的年金等控除額
 ※公的年金等とは、国民年金、厚生年金、共済年金、障害年金、遺族年金等です。障害年金、遺族年金については非課税です。
 公的年金等による所得は雑所得と

◎平成 18 年度は税額の 3 分の 1 を課税（均等割 1、800 円）
 ◎平成 19 年度は税額の 3 分の 2 を課税（均等割 3、100 円）
 ◎平成 20 年度は税額の全部を課税（均等割 4、500 円）

【問い合わせ先】

大崎町役場 住民課 税務係
 TEL 476 1111
 (内線 113・115)